

答申第12号
平成22年12月15日

秦野市長 古 谷 義 幸 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 玉 卷 弘 光



高齢者の安否確認事務及び住民基本台帳等適正化事務に係る個人
情報の取扱いについて（答申）

本年11月15日に提出されました諮問第14号「高齢者の安否確認事務及び住民基本台帳等適正化事務に係る個人情報の取扱い（個人情報の本人外収集及び目的外利用並びに本人外収集後及び目的外利用後の本人通知の省略）」について、諮問書別紙に基づき慎重に審議した結果、次の付帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたのでその旨を答申いたします。なお、審査に当たり「※ 判断理由の補足」を考慮していることを申し添えます。

（付帯意見）

- 1 懿問書別紙1第5項中後期高齢者医療被保険者及び国民健康保険被保険者に係る「給付情報」並びに介護保険被保険者に係る「給付情報」については、それぞれ「給付の有無に係る情報」と読み替えて事務を行うこと。
- 2 懿問書別紙2中「介護保険料及び後期高齢者医療保険料納付状況など」は「介護保険料及び後期高齢者医療保険料納付状況」と読み替えて事務を行うこと。

※ 判断理由の補足

懿問書別紙1第7項記載の理由について、次の点を加味した上で妥当であると判断します。

高齢者の所在確認の実施は公益に資するものであり、それを確実に行うため、本人外収集をし、目的外利用する必要性は是認できます。

そのうえで、個別に通知をすることは非効率であるとの理由のほか、これらの事務の実施により個人的法益を侵害するおそれはないと認められることから、当該本人に対し個別に通知する必要はないと判断します。